

～納税通知書の見方～ **継続**

前年度から継続して引き落としになる方の例【前年度税額:6万円 今年度税額:6万1千円の場合】

令和〇〇年度 市民税・県民税 納税通知書 兼 決定通知書 (令和□□年度相当分)
下記のとおり決定しましたので通知いたします。

氏名 _____ 通知事由 _____

	年税額	特別徴収税額	年金特徴税額	差引普通徴収税額
新規	61000	0	61000	0

	第1期	第2期	第3期	第4期
新規	*****	*****	*****	*****
充当額	*****	*****	*****	*****
差引	*****	*****	*****	*****
納期限	*****	*****	*****	*****

公的年金から特別徴収を行う公的年金支払者の名称及び種類

公的年金の種類	老齢基礎年金(例)
支払者の名称	厚生労働大臣(例)
支払者の法人番号	*****

あなたが昨年度から引き続き公的年金からの特別徴収の対象者である場合は、昨年度の通知書において通知した次の額を、特別徴収の方法によって徴収します。

	令和〇〇年4月	令和〇〇年6月	令和〇〇年8月
仮徴収税額	10000	10000	10000

あなたが本年度において公的年金からの特別徴収の対象者であり、来年度も引き続き公的年金の支払を受ける場合は、公的年金の支払者から次の額を特別徴収の方法によって徴収することになりますので、地方税法第321条の7の8の規定によって通知します。

	令和△△年4月	令和△△年6月	令和△△年8月
仮徴収税額	10300	10100	10100

公的年金から特別徴収の方法によって徴収する額及び徴収月

	令和〇〇年10月	令和〇〇年12月	令和△△年2月
新規	10400	10300	10300

① ②

- ①の税額・・・ 今年度公的年金から差し引かれる税額です。
 4月～8月は、前年度の年金所得にかかる税額の半分が差し引かれます。
 10月～翌年2月は、今年度の年金所得にかかる税額から、既に4月～8月で引いた分を除いた残額が差し引かれます。
- ②の税額・・・ 来年度の4月～8月にかけて公的年金から差し引かれる予定の税額(仮特別徴収税額)です。今年度の年金所得にかかる税額の半分が来年度の前半分として差し引かれます。